

(ウ) 資源選別施設等

○ 東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ

資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量を図るとともに、廃棄物の再資源化を促進するための処理施設とし、又ごみ問題に対する市民の意識向上、資源の一層の有効利用及び最終処分場の延命化を図る施設として建設された。

○ 東部リユースぷらざ、西部リユースぷらざ

資源循環型社会の構築を市民と協働して、形成していくため、市民自ら廃棄物の減量、再資源化、再生利用体験及び学習を図ることにより、ものを大切にする心を養い、快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成、地球環境の保全に資するための施設として設置された。

名称	東部リサイクルプラザ (愛称:さいせい岡山)	東部リユースぷらざ	西部リサイクルプラザ	西部リユースぷらざ
所在地	岡山市東区西大寺新地453番地5	(東部リサイクルプラザ内3階)	岡山市北区野殿西町428-2	(西部リサイクルプラザ内2階)
電話	086-944-7122	086-944-7132	086-214-2650	086-214-2650
敷地面積	63,878.70m ² (東部クリーンセンターを含む)		約9,460m ²	
建築面積	7,494.55m ² (付属棟を含む)		約5,300m ²	
延床面積	16,731.19m ² (付属棟を含む)	約1,400m ²	約9,700m ²	約800m ²
着工年月日	平成10年12月19日	平成10年12月19日	平成24年3月21日	平成24年3月21日
完工年月日	平成13年5月31日	平成13年5月31日	平成26年12月26日	平成26年12月26日
施設能力	粗大ごみ処理施設 58t/5h (可燃性粗大ごみ 9t/5h、不燃性粗大ごみ 9t/5h、不燃ごみ 40t/5h) 資源選別施設 27t/5h (空き缶 7t/5h、ペットボトル 2t/5h、トレイ 1t/5h、古紙・古布 3t/5h、空きびん 14t/5h)		粗大ごみ処理施設 26t/5h (可燃性粗大ごみ 3t/5h、不燃性粗大ごみ 3t/5h、不燃ごみ 20t/5h) 資源選別施設 17t/5h (ペットボトル 6t/5h、古紙・古布 3t/5h、空きびん 8t/5h)	
選別物	粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(スチール缶・アルミ缶・ペットボトル・トレイ)、 新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳パック・古布、廃乾電池、 空きびんカレット(無色・茶色・その他)・生きびん・蛍光管		粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(ペットボトル・トレイ)、 新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳パック・古布、廃乾電池、 空きびんカレット(無色・茶色・その他)・生きびん・蛍光管	
規模・構造	リサイクルプラザ… 地上4階地下1階、 東西約89.5m、南北約77.0m、 高さ約22.1m (鉄骨造・鉄筋コンクリート造) 付属棟…コンベヤ上屋(鉄骨造)、渡り廊下(鉄骨造) 屋外便所(鉄筋コンクリート造)、駐輪場(鉄骨造)	施設内容 研修室 ボランティアミーティングルーム リサイクル体験コーナー ¹ 修理・再生室、展示・販売室 情報コーナー ² 子供が遊べるコーナー ³	リサイクルプラザ… 地上3階地下1階、 東西約70m、南北約65m、 高さ約22.2m (鉄骨造・鉄筋コンクリート造) 付属棟…コンベヤ上屋(鉄骨造)、渡り廊下(鉄骨造) 屋外便所(鉄筋コンクリート造)、駐輪場(鉄骨造)	施設内容 研修室 ボランティアミーティングルーム リサイクル体験コーナー ¹ 修理・再生室、展示・販売室 情報コーナー ² 子供が遊べるコーナー ³
建設費	4,168,500千円	東部リサイクルプラザ建設費に含む	3,133,200千円	西部リサイクルプラザ建設費に含む
運営	直営管理、委託(運転・資源選別)	直営管理	委託管理	指定管理
メーカー	日立造船(株)	日立造船(株)	株川崎技研	株川崎技研
稼働開始日	平成13年6月1日	平成13年9月8日	平成27年1月5日	平成27年1月4日

(5) し尿関係施設

(ア) 処理施設

(令和6年4月1日現在)

施設名(所在地)	能力(kl/日)	処理方式	建設年月日	建設費千円	敷地面積m ²	備考
一宮浄化センター (北区一宮217)	300	標準脱窒素処理+下水道放流	昭54.3.31 (改修:令3.6.30)	1,700,000 (3,342,600)	18,314.77	
神崎衛生施設組合 (東区神崎町2676)	180	膜分離高負荷生物脱窒素処理式 (生物脱窒処理+膜分離処理)	平9.3.31	6,338,882	17,000	
備南衛生施設組合 (倉敷市茶屋町1919)	80	標準脱窒素処理+凝集沈殿+ オゾン処理+砂ろ過+活性炭吸着+ 抗火石浸漬床	昭60.12.20	1,668,231	8,333	
旭川中部衛生施設組合 (北区御津鹿瀬650)	42	標準脱窒素処理+高度処理	平4.3.31	749,840	13,083	
犬島浄化センター (東区犬島179)	0.35	生物脱窒(一段)処理+凝集沈殿+ 砂ろ過+活性炭吸着	昭62.3.31	132,842	4,741	
当新田浄化センター (南区当新田488-4)	70 (+100)	固液分離処理+生物脱窒素処理 (平24.4.1より移動式脱水機を増設 し100kl/日分の能力を追加)	昭60.3.30	141,297	4,654	浄化槽汚泥処理施設

(イ) 貯留施設

施設名(所在地)	容 量 (kl)	建設年月日	建設費千円	敷地面積m ²
阿津貯留槽 (南区阿津大河原尻地先)	108	昭36.9.6	1,340	327.5

光南台地区は、し尿処理施設への搬送距離が遠隔であるため、定期収集の実施と標準作業の確保を図り、
収集効率の低下をきたさないよう、貯留槽へ一時保管し、中継車で処理場まで搬送している。

(ウ) 公衆便所(環境局所管分)

所管	名称	所 在 地	構 造		設置年月	建設費千円	面積m ²
第1事業所	清輝橋	北区清輝橋四丁目 清輝小学校西	ブロック	水洗	昭30.2	145	6.46
	紺屋町	北区天瀬 旧市民病院東筋市道上	〃	〃	昭33.9	250	4.32
	京山	北区京山二丁目 池田動物園横	〃	〃	昭38.7	昭54.1 寄付採納	19.23
西大寺事業所	掛之町	東区西大寺中三丁目1304-5	〃	〃	昭63.12	県 費	17.40
	西大寺中	東区西大寺中三丁目1227-20	〃	〃	昭60.8	7,197	17.50

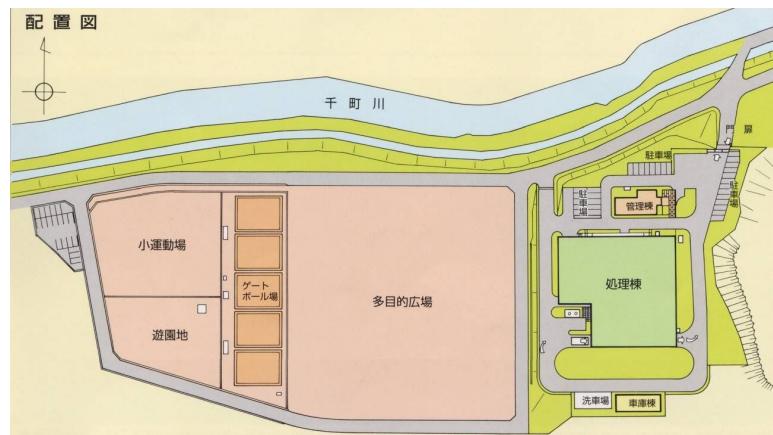
○ 一宮浄化センター



施設配置図



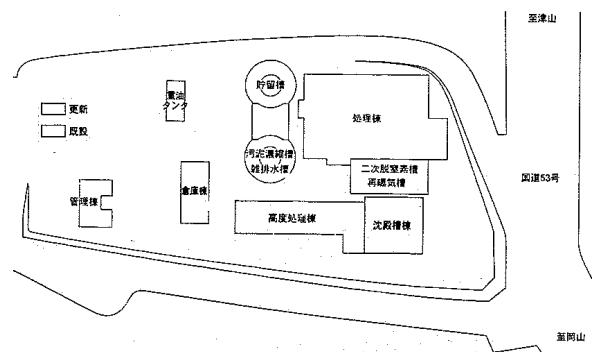
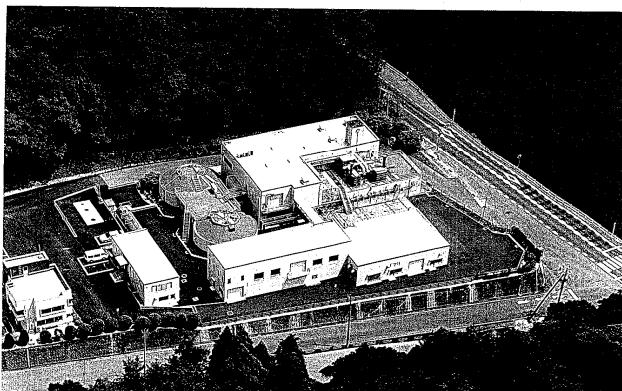
○ 神崎衛生施設組合



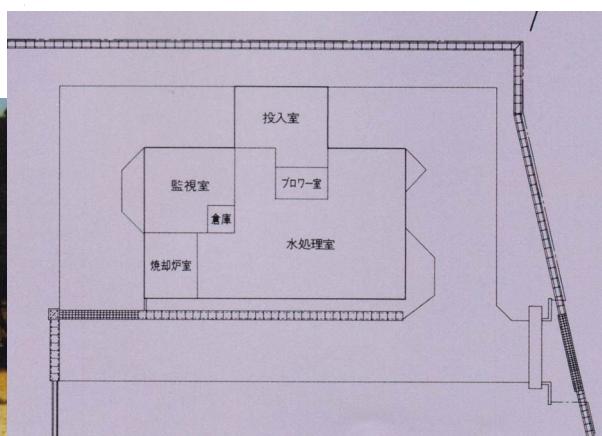
○ 備南衛生施設組合



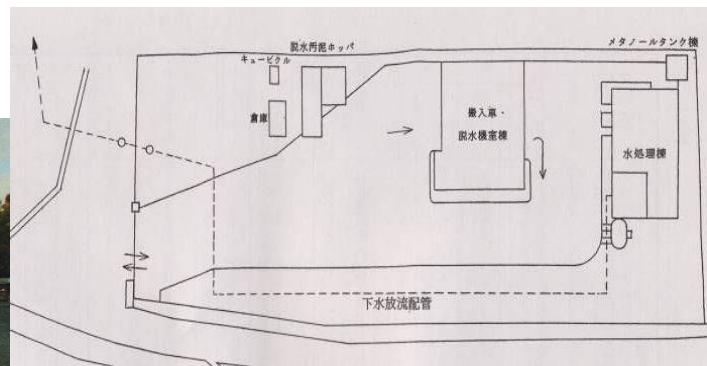
○ 旭川中部衛生施設組合



○ 犬島浄化センター



○ 当新田浄化センター



○ 阿津貯留槽



5 産業廃棄物処理

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理による苦情あるいは不法投棄、さらには最終処分場等処理施設の設置に伴う地域でのトラブル等の問題が数多く発生している。

本市では平成6年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等を行っている。

その主な業務は、処理業や処理施設の許可、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等であり、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、平成14年度から産業廃棄物の監視班を設け、産業廃棄物処理業者の指導や苦情に対する迅速な対応に努めている。

また、平成20年度からヘリコプターによる上空監視を実施している。これまで確認が困難とされていた山間部等の監視を重点的に強化することができ、不法投棄の未然防止や早期発見、早期対応、拡大防止等に効果を上げるとともに、不法投棄を行おうとする者に対しての抑止力効果として期待している。

産業廃棄物処理施設の許可申請前の手続きとして、平成15年度から事業者への近隣住民に対する事業計画の説明会の開催等を義務付けた「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を施行している。

平成17年1月1日には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）」が本格施行され、使用済自動車の解体等を行う場合は許可等が必要となった。

（1）産業廃棄物処理業等の許可

○ 産業廃棄物処理業者（令和6年3月31日現在）

処理業の区分	令和4年度末業者数	令和5年度許可申請件数				令和5年度末業者数	
		新規	更新	変更	失効等		
産業廃棄物	収集運搬業	220	6	49	6	5	221
	処分業	107	2	13	4	3	106
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	33	0	7	1	1	32
	処分業	9	0	2	0	0	9

○ 自動車リサイクル法許可業者（令和6年3月31日現在）

処理業の区分	令和4年度末業者数	令和5年度許可申請件数				令和5年度末業者数
		新規	更新	変更	失効等	
自動車リサイクル法	引取業	95	4	5	5	94
	フロン回収業	48	1	3	1	48
	解体業	34	0	0	0	34
	破碎業	14	0	0	0	14

○ 産業廃棄物処理施設設置数(令和6年3月31日現在)

施設番号	産業廃棄物処理施設の種類	令和4年度末施設数	令和5年度許可			廃止	令和5年度末施設数
			新規	変更	譲受		
1	汚泥の脱水施設	27	0	0	0	0	27
2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥	2	0	0	0	2
		機械乾燥	1	0	0	0	1
3	汚泥の焼却施設	9	0	0	0	0	9
4	廃油の油水分離施設	2	0	0	0	0	2
5	廃油の焼却施設	7	0	0	0	0	7
7	廃プラスチック類の破碎施設	25	0	0	0	0	25
8	廃プラスチック類の焼却施設	8	0	0	0	0	8
8-2	木くず・がれき類の破碎施設	91	0	0	0	3	88
13-2	産業廃棄物の焼却施設(上記以外)	18	0	0	0	0	18
14	最終処分場	口 安定型	9	0	0	0	9
		ハ 管理型	5	0	0	0	5
合 計		204	0	0	0	3	201

(2) 監視・指導

監視・指導の対象内容には次のものがあり、定期又は隨時に実施している。

- (ア) 産業廃棄物監視班を主軸とした産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者等に対する日常的な巡回監視、立入指導
 - (イ) 産業廃棄物焼却施設等から発生するダイオキシン類等の行政検査
 - (ウ) 産業廃棄物最終処分場等から発生する浸出水等の行政検査
 - (エ) 産業廃棄物最終処分場に対する埋立残量等の実態把握
 - (オ) 産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理に対する苦情に対する即時対応、事後確認
 - (カ) 自動車リサイクル法関係事業者に対する立入指導
 - (キ) 産業廃棄物排出事業者に対する立入指導
 - (ク) 消防ヘリによる上空監視を実施、各施設、山間部等を重点的に監視

○ 監視指導事務、立入検査等実施状況(令和5年度)

対象	令和5年度	
	立入箇所数	立入件数
排出事業者等	433	4,730
中間処理業者	93	931
最終処分場	13	110
自動車リサイクル関係	22	222
合計	561	5,993

6 環境保全

(1) 大気保全事業

(ア) 監視体制

① 環境の監視

大気汚染防止法第22条に基づき大気の汚染の状況を監視するため、一般環境大気測定期局9局（興除、江並、南輝、吉備、出石、西大寺、東岡山、五明、御津）、自動車排出ガス測定期局2局（西祖、南方）、計11箇所で二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素等の16項目の大気汚染物質を測定した。

毎時集められた測定データは市民へ周知するとともに、高濃度となった場合には、工場等へ汚染物質削減を要請する。

なお、令和4年度は、光化学オキシダントの情報の発令が1回、及び注意報の発令が1回あった。

② 煙道中ばい煙、有害ガス等濃度調査

固定発生源のうち、大気汚染防止法その他大気汚染を規制する法令で規定するばい煙等（ばい煙、水銀、有害ガス、アスベストなど）に係る特定の施設及び工事について、ばい煙等の排出状況などの実態を把握するため、調査を実施した。

- ・調査実施事業場 2事業場（23施設）

③ 環境大気中アスベスト調査

環境大気中におけるアスベストの汚染の状況を把握するため、調査を実施した。

- ・調査地点 3箇所（6地点）

④ 有害大気汚染物質等対策調査

大気汚染防止法に基づき、人の健康への影響が懸念される有害大気汚染物質等（21物質）について、環境大気中における汚染の状況を把握するため、調査を実施した。

- ・調査地点 2地点（南輝小学校、陵南小学校）

⑤ 環境大気中ダイオキシン類対策調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境大気中におけるダイオキシン類の汚染の状況を把握するため、調査を実施した。

- ・調査地点 3地点（南輝小学校、陵南小学校、東区役所瀬戸支所）

⑥ 微小粒子状物質成分分析調査

大気汚染防止法に基づき、微小粒子状物質の人の健康への影響や発生源についての知見を得るために、調査を実施した。

- ・調査地点 1地点（東岡山測定期局又は吉備測定期局）

(イ) 届出等の状況

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山市環境保全条例に基づき、工場、事業場等に対して、届出の受理を行った。

- ・届出等件数 322件

また、大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月1日以降に着手する一定規模以上の解体等工事について、石綿の事前調査結果の報告が義務付けられ、報告の受理を行った。

- ・報告件数 4,891件

(ウ) 工場、事業場への立入調査

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき工場・事業場に立入調査を実施した。

- 立入件数 93 件

(エ) 特定粉じん排出等作業等に係る立入調査

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業等について、作業基準の遵守状況等アスベストの飛散防止対策の確認のため、解体現場等に立入調査を実施した。

- 立入件数 341 件

(オ) P R T R制度による特定化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づく P R T R 制度では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で指定された 515 物質について、一定の要件を満たす事業者は、環境中の排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量（前年度分）を自ら把握し、都道府県又は政令市等を経由して国へ届け出こととなっている。これにより事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待される。

- 令和 5 年度届出件数（令和 4 年度把握分） 190 件

(2) 水質保全事業

(ア) 監視体制

① 公用用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法に基づき岡山県が「公用用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法に基づき、公用用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

- 海域 13 地点（児島湾）
- 河川 16 地点（児島湖流域内 8 地点、児島湖流域外 8 地点）
- 湖沼 4 地点（児島湖）

また、全市域の水質の状況を面的に把握し、水質保全の基礎資料とするため、水質測定計画に定めのない主要な河川・用水路の補完地点においても同様に水質分析を実施した。

- 河川 40 地点（児島湖流域内 22 地点、児島湖流域外 18 地点）

② 地下水の水質常時監視

水質測定計画に定められた地点において、水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

- 地下水概況調査地点数 6 地点
- 地下水継続調査地点数 1 地点

③ 特定事業場等の立入調査・指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場を対象に立入調査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行った。また、排水基準が適用される特定事業場については、立入調査にあわせて排水の採水を行い、排水基準監視を行った。立入調査の結果、排水基準の違反などが確認された場合には、その違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導を行った。

- 立入調査件数 330 件

④ 総量規制基準適用特定事業場報告徴収

総量規制基準が適用される特定事業場については、前年度1年間分の汚濁負荷量の結果を徴収した。

- ・総量規制基準適用特定事業場 139 事業場

⑤ 水浴場水質調査

宝伝海水浴場沖及び犬島海水浴場沖の両海水浴場沖で、開設前の4月上旬～5月中旬、開設中の7月下旬～8月中旬において水質調査を実施した。

- ・水浴場水質調査地点数 2 地点

⑥ 公共用水域水質及び底質のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域水質及び底質のダイオキシン類濃度の環境調査を実施した。

- ・公共用水域水質調査地点数 12 地点
- ・公共用水域底質調査地点数 12 地点

⑦ 地下水のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、地下水のダイオキシン類の環境調査を実施した。

- ・地下水調査地点数 6 地点

(イ) 届出等の状況

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、特定施設を設置している特定事業場等に対して、施設の設置等を行う際に届出等の受理を行った。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、特定施設を設置する工場又は事業場のうち、日最大排水量が50m³を超える事業場を対象としており、同法対象の事業場が、特定施設の設置等を行う際に許可審査・届出等の受理を行った。

① 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可審査・届出等

- ・許可審査・届出等件数 36 件

② 水質汚濁防止法に基づく届出等

- ・届出等件数 220 件

③ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出等

- ・届出等件数 1 件

(3) 土壤汚染対策事業

(ア) 監視体制

① 土壤汚染対策法に基づく区域の指定

土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染状況調査の結果報告を受けたとき、当該土地を健康被害のおそれの有無に応じて、区域の指定を行った。

- ・要措置区域指定件数 0 件
- ・形質変更時要届出区域指定件数 3 件

なお、令和6年3月31日現在の区域指定件数は、要措置区域 0 件、形質変更時要届出区域 19 件となっている。

② 土壤汚染対策法等に基づく指定区域等の立入調査・指導

土壤汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、指定区域等の立入調査・指導を行った。

- ・土壤汚染対策法に基づく立入調査件数 12 件

- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく立入調査件数 0 件
 - ・その他調査件数 4 件
- ③ 土壤汚染周辺環境継続調査**
- 土壤汚染の発覚した事例について、岡山市公害対策審議会の意見を踏まえた監視計画を作成し、周辺環境を継続的に監視するため、公共用水域及び地下水の水質分析を実施した。
- ・調査地点数 10 地点
- ④ 土壤のダイオキシン類環境調査**
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壤のダイオキシン類濃度の環境調査を実施した。
- ・調査地点数 10 地点

(イ) 届出等の状況

土壤汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止を図るため、土壤汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、届出等の受理を行った。また、同法の規定に基づき、土地の問い合わせに対して、土壤汚染の状況に関する情報の提供を行った。

- ① 土壤汚染対策法に基づく届出等**
 - ・届出等件数 177 件
- ② 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出等**
 - ・届出等件数 1 件
- ③ 土壤汚染の状況に関する情報の提供**
 - ・情報の提供件数 2,648 件

(4) 騒音・振動・悪臭防止事業

(ア) 騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場、事業場の騒音・振動、建設作業騒音・振動、自動車騒音・道路交通振動等、市民の日常生活における身近な騒音・振動公害に対する規制及び指導を行った。なお、環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況を把握するため、自動車騒音等の測定を実施した。

- ① 騒音・振動測定地点数**
 - ・自動車騒音 13 地点
 - ・新幹線鉄道騒音・振動 1 地点
 - ・一般環境騒音 4 地点
 - ② 届出の状況**
- 騒音規制法、振動規制法及び岡山市環境保全条例に基づき、特定工場、事業場及び特定建設作業に対する届出を受理した。
- ・届出受理、審査件数 1,046 件

(イ) 悪臭対策

悪臭防止法に基づき、事業場の立入調査を行うことにより、規制基準の遵守状況を把握し、市民の生活を保全することを目的に適宜臭気測定を実施している。

(5) 公害苦情

市民からの苦情に関しては、公害問題の複雑化、多様化、広域化とともにその原因と被害の因

果関係の究明には科学的、専門的な知識を要することから、単独又は関係機関の協力を得て処理している。公害苦情件数は、下表のとおり。

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
令和5年度	50	23	93	31	33	2

(6) 自然環境共生事業

(ア) 水辺教室等の環境教育推進事業

生物多様性の理解向上を目的に、地区公民館や小学校等と連携して子ども達を対象とした水辺教室等の自然体験行事を開催する。

また、真庭市、赤磐市及び津山市との連携施策「水辺教室等環境教育の推進」の一環で、自然体験イベント等の事例共有を進める。

- ・令和5年度身近な自然体験プログラム参加者数 9,950人
- ・令和5年度連携して行う自然体験行事等の実施回数 9回

(イ) ホタル調査

身近な生きものの里でホタルをシンボルとしている地点12か所とまちなか6か所の計18か所で定点調査を行い、生息状況をモニタリングする。

- ・令和5年度調査結果 里 12か所／定点12か所、まちなか 5か所／定点6か所

(ウ) 希少種保護事業

保護団体等と連携して希少種等の調査・保護・啓発等を行う。

(エ) 自然公園関連業務

自然公園法や岡山県自然公園条例に基づき、特定の行為を行う際の申請等の受付を行う。

県管理の中国自然歩道（建部支所管内）について、県から委託を受けて維持管理を行う。

また、西大寺門前地域に生息・生育する動植物の生息環境の再生とふれあいを目的に、平成14年度に整備した本広場の維持管理を行う。

(オ) 生物多様性地域戦略の推進

岡山市生物多様性地域戦略は、環境総合審議会等の専門家の意見を踏まえ、岡山市の様々な計画や取り組みに生物多様性の視点を組み込んでいくとともに、市民や事業者を巻き込んで、連携、協力することで推進する。

(カ) 自然保護活動推進員制度

野生生物や市域の自然環境に造詣が深く、保全対象となる地域の方と協働して自然保護の推進に当たる能力と意欲がある方などを推進員に委嘱し、自然環境の状況の把握や貴重な野生動植物が生息する地域の監視などをボランティアで行ってもらう。

- ・令和5年度末現在推進員数 41名

(キ) 身近な生きものの里事業

地域住民等が、身近な野生生物をシンボルにした主体的な生物多様性保全活動を行っている地域を「身近な生きものの里」に認定し活動支援を行う。

・令和 5 年度末認定地区数 27 地区

(ク) 開発行為や事業活動における適切な環境配慮の推進

規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれのある事業については、関係環境法令に基づく規制・指導が行われているが、これに加え、岡山市環境影響評価条例の運用により、きめ細かい環境配慮を推進する。

また、環境保全条例に基づき指定された「共生地区」において、一定規模以上の開発行為を実施する場合には、事業者に環境配慮届の提出を義務づけている。

このほか、主に開発や事業実施時に際して、事業者（行政を含む）が自主的に環境への配慮を検討・実施しやすくするために、「開発事業に係る環境配慮指針」を策定し、情報面から支援・誘導する。

(7) 地球温暖化対策事業

(ア) 市民共同発電事業

再生可能エネルギーの普及や市民等への周知を図るとともに、市民協働による地域づくり等のモデルケースとすることを目的に平成 14 年度から保育園、公民館等にN P O 法人との協働により太陽光発電設備を設置している。（令和 5 年度末 8 箇所）

(イ) 一斉ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止への取組として岡山連携中枢都市圏の市町と共に「一斉ライトダウンキャンペーーン」を実施し、ライトアップ施設や事業所、家庭での消灯を呼びかけている。また、キャンペーーン期間初日に啓発イベントを行い、家庭や職場における取組を推進している。

(ウ) 公用電気自動車・燃料電池自動車の導入推進

電気自動車の普及に向けた率先取組みとして、平成 21 年度から公用車に電気自動車を導入し、令和 5 年度末で 39 台を導入している。また、平成 30 年度に燃料電池自動車 1 台を導入している。

(エ) 市有施設への再生可能エネルギーの導入促進

エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確保を図る観点から、市有施設への再生可能エネルギーの導入を進め、令和 5 年度末には、市民共同発電事業、屋根貸し事業等を含め 130 施設に太陽光発電システムを導入している。

(オ) スマートエネルギー導入促進補助事業

脱炭素型の都市の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、スマートエネルギー化に資する機器を導入した個人・事業者に経費の一部を助成している。令和 5 年度実績は、下表のとおり。

区分	機器名称	助成件数
住宅用	太陽光発電システム	975
	太陽熱利用システム	26
	家庭用燃料電池	12
	家庭用蓄電池	1021
	H E M S	401
	窓断熱	2
	電気自動車等	565
	F C V	2
	V 2 H	38
	Z E H (蓄電池有)	6
事業所用	太陽光発電システム	14
	L E D 照明器具	46
	高効率空調機	33
	蓄電池	2
	エネルギー管理システム	1
	電気自動車等	112
	F C V	2
	電気自動車等用充電設備	6

(カ) ゼロカーボン研究会

岡山連携中枢都市圏の市町に他の都市圏、産学などを加え、ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取り組みについての調査研究を行うことを目的に令和3年度から開催。令和5年度は5回開催した。

(キ) 適応策普及啓発事業

地域において気候変動対策（緩和策・適応策）を推進するフロントランナーを育成することを目的に、令和3年度から実施。令和5年度は「気候変動対策おかやま塾」を開催し、23人の参加者が、全3回の講座を受講した。

(ク) 太陽光発電設備等共同購入事業

住民や事業者に対し、太陽光発電設備等の購入希望を募り、一括発注することによる価格低減を促すことで、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図ることを目的に令和4年度から実施。令和5年度は、岡山連携中枢都市圏の3市3町（玉野市、瀬戸内市、赤磐市、和気市、早島町、吉備中央町）と共同実施し、全体で852件の参加登録があり、そのうち108件が成約した。

(ケ) J-クレジット制度を活用したCO2削減プロジェクト

国のJ-クレジット制度を活用し、各家庭の太陽光発電設備から生み出されるCO2排出削減量（=環境価値）を取りまとめてクレジット化するプロジェクトを令和4年度から実施。令和5年度は、岡山連携中枢都市圏の3市2町（津山市、備前市、真庭市、和気町、早島町）と共同実施し、新たに1,511世帯が登録した。

(コ) 地球温暖化ポータルサイトの運営

地球温暖化に関する情報や、脱炭素に繋がる取組等を効果的に発信し、市民や事業者の行動変容を促すことを目的に、令和 4 年度から運営。

(サ) ZEH普及啓発事業

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の更なる普及拡大を図り、家庭部門の脱炭素化を促進することを目的に、ZEHに関する情報発信や宿泊体験を実施。令和 5 年度は 13 組が宿泊体験に参加した。

(8) その他の環境保全事業

(ア) 児島湖流域水質保全基金の交付

児島湖流域水質保全基金（児島湖クリーン基金）助成金を交付し、地域実践活動の支援している。

(イ) 児島湖流域環境保全推進ポスタークール

児島湖流域環境保全意識の高揚と実践活動への取組みの契機とするため、小学校の児童及び中学校の生徒からポスターを募集している。また、応募作品のうち、入賞・入選作品については、児島湖流域環境保全推進ポスター展において展示を行っている。

(ウ) 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の環境保全を推進するため、9 月から 11 月を「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、この期間の主要行事として、一斉清掃を行う「児島湖流域清掃大作戦」を実施している。

(エ) 環境保全啓発イベント

環境保全への意識の向上を図ることを目的として、市民参加型の環境保全啓発イベントを実施している。令和 5 年度は、イオンモール岡山 1F 未来スクエアで開催した。

(オ) 地球環境問題ポスタークール

地球環境問題に対する意識の高揚を図ることを目的として、市内の小学 4 年生から中学 3 年生の児童・生徒を対象にポスターを募集し、入賞作品については展示を行っている。

(カ) ノーマイカーデー運動

平成 16 年度からマイカーを自粛して通勤する取組を開始し、この運動を通じて普段の生活においても地球環境保全を考える契機としている。

（令和 5 年度実績） 岡山県下統一ノーマイカーデー運動：5 月の最終金曜日に実施

(キ) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定は、法律や条例を補完し、あるいは法令等の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、協議・締結するものである。

・令和 5 年度末協定締結企業数 27 件

(ク) 環境パートナーシップ事業

市民、事業者の自発的な環境保全活動を推進するため、市民向けのエコボランティア活動、事業者向けのグリーンカンパニー活動を支援している。

・令和 5 年度末参加状況 1,197 団体、49,206 人